平成２６年（フ）第７号
北海道岩見沢市かえで町４丁目５番１―404号　市営住宅第１楓団地
債務者　岸川　博栄
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第４７号
岩手県滝沢市鵜飼洞畑20番地７　ヴィラアキタ202号
債務者　八幡美代子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６１０号
神奈川県秦野市曽屋383番地の１
債務者　相原　英人
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９号
新潟県妙高市月岡１丁目５番24号　メゾンドウルマ102号室
債務者　小菅　　健
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２３４号
長崎県長崎市宿町171番地　松尾ビル302、旧住所長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＥ―605号
債務者　田山　耕紀
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
北海道苫小牧市双葉町１丁目21番８号　ハイツまるいＮＯ55―102号
債務者　新庄　久共
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２１号
仙台市青葉区落合５丁目27番23号
債務者　相澤　春夫
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
秋田県山本郡三種町下岩川字達子157―１、住民票上の住所秋田県能代市青葉町３番62号エルドラード青葉101号
債務者　山谷　歩美（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第６７号
福島県いわき市内郷高坂町立野57番地
債務者　浦嶋　智子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３０２号
茨城県常総市豊岡町乙1346番地　エステートハイツＢ102号室
債務者　廣瀬　　恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８号
茨城県桜川市真壁町亀熊678番地１　西村アパート、前住所茨城県筑西市東榎生565番地３
債務者　平出　　隆
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５号
茨城県古河市原町９番53号　コンフォート古河105号
債務者　長塚とき子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６号
茨城県古河市諸川1862番地39
債務者　西　　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７号
茨城県常総市新石下237番地３
債務者　都筑三枝子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１８号
茨城県桜川市真壁町酒寄1419番地
債務者　酒寄　昭子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１９号
茨城県常総市大生郷町3848番地１
債務者　倉持　郁枝
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第６３号
千葉県鴨川市広場752番地１　ブルーウェーブ鴨川302
債務者　速水久美子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　千葉地方裁判所館山支部